

明和町小規模修理・修繕及び業務委託等契約希望者登録申請の手引き

【一般的事項】

- 1 この登録制度は、明和町が発注する小規模な修理・修繕及び業務委託等のうち、競争入札参加資格審査申請による有資格者名簿に登載されていない方でも契約することができる少額で内容が容易な修理・修繕（130万円以下）、80万円以下の物品購入又は業務委託（50万円以下）契約を希望する方を登録し、発注時に積極的に業者選定の対象とすることによって、町内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

○登録できる方

明和町内に主たる事業所を有する方

- ・個人、法人を問いません。
- ・経営規模、従業員数等を問いません。

○登録できない方

①明和町内に主たる事業所を有しない方

- ・他の市町村に本店又は主たる事務所を置く方

②成年被後見人、被補佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない方

③明和町の競争入札参加資格審査申請により資格者名簿に登載されている方

④希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方

⑤公共発注の相手方として不適当と認められる方

2 登録者の取扱い

明和町小規模修理・修繕及び業務委託等契約希望者等登録申請書（様式第1号）を提出して書類審査に合格した方は、明和町小規模修理・修繕及び業務委託等契約希望者登録名簿（様式第2号）に登載して庁内に周知することにより、明和町が発注する小規模な修理・修繕及び業務委託等契約の際に業者選定の対象となります。

なお、これは業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知ください。また、登録申請時の書類審査に合格し、申請を受理された方については、この制度による登録業者となりますので改めて通知等を行いません。ただし、申請後に明和町の契約の相手方として不適当と認められた場合は、登録を抹消の上、通知します。

3 申請受付期間及び受付時間

この申請は、役場2階総務課政策室窓口で随時受け付けます。受付時間は、正午から午後1時までを除く平日の午前9時から午後5時までです。なお、申請は申請書持参方式とします。

4 登録の有効期間

この登録の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

5 登録内容の変更

申請後に、廃業又は住所・代表者氏名等重要な変更があったときは、速やかに明和町小規模修理・修繕及び業務委託等契約希望者等登録変更等届（様式第3号）を提出しなければなりません。

【契約に関する事項】

1 発注の方法

明和町が小規模な修理・修繕及び業務委託等を発注するときは、原則として複数の業者の見積合わせによって、最も低い価格を提示した業者と契約することになります。

なお、見積を依頼されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡（電話可）願います。

見積合わせの結果は、速やかに発注課等の担当者から連絡いたします。

2 契約の方法

契約業者となった場合は、発注課等の指示に従って原則として書面（請書又は契約書）により契約します。ただし、発注課等の担当者から電子契約を用いる旨の指示又は5万円未満の契約で書面を省略する旨の指示があったときは省略できます。

なお、この制度による契約保証金は原則として免除されます。

3 契約の履行

契約の履行は、明和町財務規則、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）及び町が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

4 請負代金の支払

請負代金の支払は、履行完了後に行う検査に合格後の請求に基づき、原則として口座振替の方法により支払います。

5 不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないください。業務に関して不正又は不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消を行うこととなります。

6 登録者名簿の公開

この制度による登録者名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性を図る観点から一般に公開（閲覧）いたします。

7 契約に関する苦情・相談等

契約に関する苦情・相談等は、総務課政策室で受付いたしますので申し出願います。

【申請書の書き方】

1 住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を事業所として記入してください。

2 商号又は名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入しないでください。

3 代表者職・氏名

法人は、商業登記簿に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主は、商号がある場合は「代表」を記入してください。

4 電話番号、FAX 番号及びメールアドレス

電話は、重要な連絡手段となりますので必ず記入してください。FAX 番号及びメールアドレスがある場合は、図面等の連絡の際に便利です。記入してください。

5 修理・修繕及び業務委託等希望業種

5業種以内であれば内容に制限はありません。ただし、発注担当課等でこの内容を見て業者選定しますので、できるだけ具体的に1欄1業種で受注を希望する順序で記入してください。

なお、法的な許可等を要する場合はその名称を記入し、許可証等の写しを添付してください。

「業種例」

○建築関係

ガラス サッシ 網戸 建具 壁 屋根 門扉 内装（カーテン・カーペット） 塗装 錠鍵
タイル ブロック 畳 雨樋 障子 襖 溶接等

○設備関係

電気器具 配線 照明 放送機器 空調機器 ボイラー ガス機器 水道便器 浄化槽
排水詰まり等

○土木関係

防護柵 舗装 遊具 交通安全施設 土工等

○業務の委託

清掃等施設の管理 植木の管理等

○その他

上記以外でこれらに類するもの

6 提出書類

・法人の場合

明和町小規模修理・修繕及び業務委託等契約希望者登録申請書（様式第1号）

商業登記簿謄本の写し 1通（3か月以内に証明のもの）

代表者の印鑑証明書 1通（3か月以内に証明のもの）※役場住民環境課窓口でおとりできます

完納証明書 1通（3か月以内に証明のもの）※役場税務課窓口でおとりできます

・個人の場合

明和町小規模修理・修繕及び業務委託等契約希望者登録申請書（様式第1号）

身分証明書 1通（3か月以内に証明のもの）※役場住民環境課窓口でおとりできます

完納証明書 1通（3か月以内に証明のもの）※役場税務課窓口でおとりできます

【登録関係担当課】

〒370-0795

明和町新里250番地1

明和町役場総務課政策室企画財政係

電話 0276-84-3111（内線223）